



# コンプライアンス経営

当社は、これまでコンプライアンス経営に力を注いできましたが、今後も継続して、法令遵守はもとより、これまで以上に企業倫理に則った透明性の高い公正な事業活動を推進します。

## コンプライアンス向上への取組み

当社は、これまで「社会から信頼され、認められる企業」を目指して、コンプライアンス経営を展開してきました。

しかしながら、昨年度、発電設備に係る点検において、不適切な事例が確認されるなど、コンプライアンス違反事例が発生しました。今後、これらの事実を教訓とした再発防止策を着実に実施するとともに、これまで以上に、企業倫理に則った透明性の高い公正な事業活動を推進し、社会との信頼関係の回復に努めていきます。

### コンプライアンス経営の推進体制

九州電力では、2002年10月、取締役会のもとにコンプライアンス委員会を設置しています。コンプライアンスに関する活動を実践する業務執行機関（本店各室部、支店・支社等）の長を「コンプライアンス責任者」とし、全社でコンプライアンス意識の向上に取り組んでいます。また、内部通報制度として、「コンプライアンス相談窓口」を社内、社外に設置しています。

九電グループとしてのコンプライアンス推進体制については、「グループCSR推進部会」において、グループ全体及び各企業におけるコンプライアンス経営への取組みを推進しています（P63参照）。

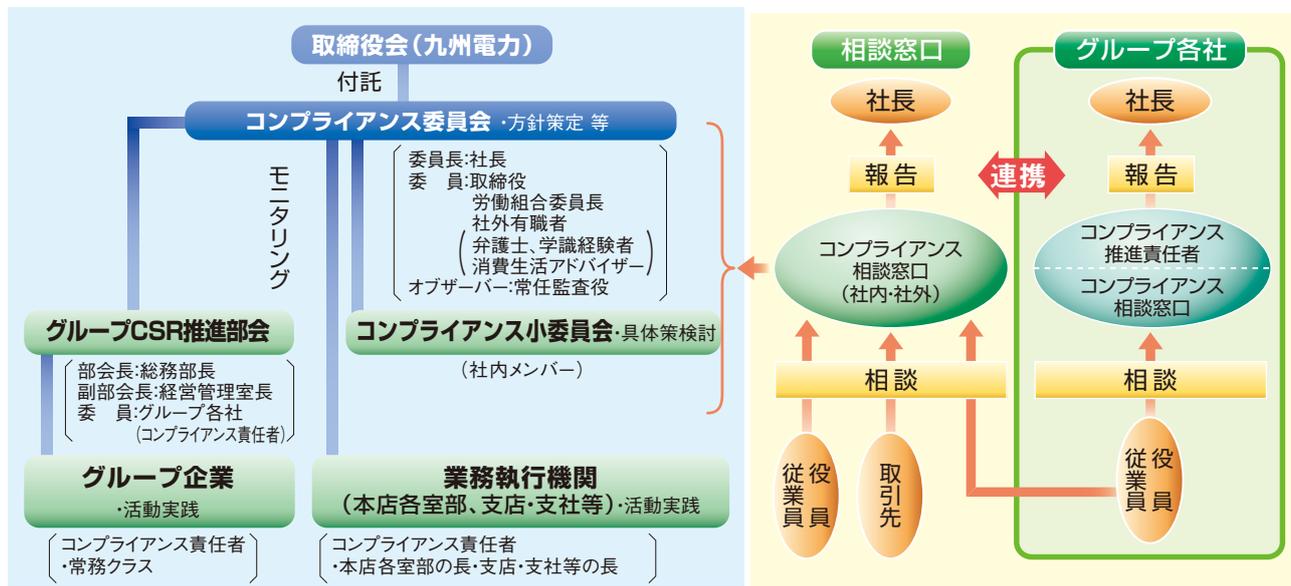
### コンプライアンス委員会

社長を委員長とし、委員は、当社取締役のほか、弁護士、学識経験者、消費生活アドバイザー及び労働組合委員長で構成され、客観性及び透明性を確保しています。

委員会では、年2回の定例会を開催し、基本的な方針の策定や具体的な提言・審議及び取組状況のモニタリングを行っています。具体的には、「コンプライアンス行動指針」等の見直し、社員の教育・研修、社内及びグループ会社を含めたアンケートによるコンプライアンス意識等のモニタリングを行うなど、コンプライアンス経営を積極的に推進しています。

また、コンプライアンス違反事例が発生した際には、必要に応じ、その都度委員会を開催し、事実関係の確認や原因分析、再発防止策を審議しています。

▼コンプライアンス経営の推進体制



## コンプライアンス行動指針

当社では、判断に迷ったときの行動基準や、お客さまや株主・投資家などステークホルダーとの関係における留意点などを具体的に記載した「コンプライアンス行動指針」（2002年12月制定）を全役員・従業員に配付しています。

2006年度には、最近の情勢変化の内容等を織込んだ改定を行うとともに、従業員への説明会を実施するなど、周知徹底を図っています。

### 〈記載項目〉

- ・お客さまとの信頼関係の構築
- ・電気の安定供給・品質維持と安全性の確保
- ・お取引先との良好な関係の構築
- ・競合企業との公正な競争関係の維持
- ・厳正な許認可申請・届出手続きの実施

□ [コンプライアンス行動指針のホームページ](http://www.kyuden.co.jp/csr_compliance_04)  
[http://www.kyuden.co.jp/csr\\_compliance\\_04](http://www.kyuden.co.jp/csr_compliance_04)

## コンプライアンス行動指針改定の概要

改定時期	2007年1月
改定の趣旨	当社に発生した問題事例、法改正、他社の不祥事等の最近の情勢変化を踏まえて、日常業務において留意すべき点や、法令違反などの問題行為例の記載を追加
改定の内容	<p>巻頭の「社長メッセージ」において、行動指針の徹底を要請</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当社に発生した問題事例への対応 社員の逮捕事件、情報流失事例、懲戒事例等</li> <li>2 最近の法改正への対応 会社法の施行、公益通報者保護法の施行、独占禁止法の改正等</li> <li>3 他社の不祥事等への対応 飲酒運転、偽装請負等</li> </ol>

## 教育・研修等による従業員の意識高揚

全従業員に対して「コンプライアンス行動指針」及び各部門別に制定している具体的な行動指針の教育やeラーニングを活用した教育・研修を継続して実施しています。

また、人事考課の項目に「企業倫理性」を設け、「コンプライアンスに則った業務遂行・業務運営を行っているか」という視点で従業員を評価のうえ、コンプライアンス意識の高揚を図っています。

## コンプライアンス推進月間

毎年1月を「コンプライアンス推進月間」と位置づけ、九電グループ全体として、各種の取組みを実施しています。

2006年度は、社外から社会心理学者を招き、不祥事と組織風土の関係について、当社及びグループ各社の経営幹部等を対象とした講演会を開催しました。また、各事業所においても、講演会、研修会等を積極的に行っています。

## コンプライアンス意識調査

九州電力及びグループ会社の従業員を対象に、コンプライアンスの意識調査を実施し、モニタリングを行うことにより、課題の抽出を行い、意識向上の取組みへ反映しています。

(参考) コンプライアンス意識調査結果 (2007年1月～4月実施)

### 【評価結果：74点】

[九州電力及びグループ会社：15,887名]

調査項目：コンプライアンスに関する8項目の平均値

- ・「あなたの会社は信頼できるか」
- ・「あなたの職場は、不正・不祥事が起きないよう、二重チェック、チェックシステムなどが徹底されている」
- ・「あなたは、コンプライアンス行動指針を理解し、それに即した行動をとっているか」等

評価方法

「1. そう思う」、「2. まあそう思う」、「3. どちらでもない」、「4. あまりそう思わない」、「5. そう思わない」の5段階評価のうち、「1. そう思う」、「2. まあそう思う」と回答した人の比率を点数化(100点満点)。

## コンプライアンス相談窓口

法令違反や企業倫理に反する行為の未然防止、早期発見を目的に、コンプライアンス相談窓口を2003年2月に設置しました。また、2005年4月からは社外の弁護士事務所にも相談窓口を設置し、相談を受け付ける体制の充実を図っています。

この窓口の利用者のプライバシーは、「コンプライアンス相談窓口設置・運用規程」に基づき厳格に保護され、利用者が相談・通報による不利益な扱いを受けることはありません。

2006年度には、33件の相談・通報が寄せられました（その内訳は以下のとおり）。

### 2006年度の相談・通報の内訳

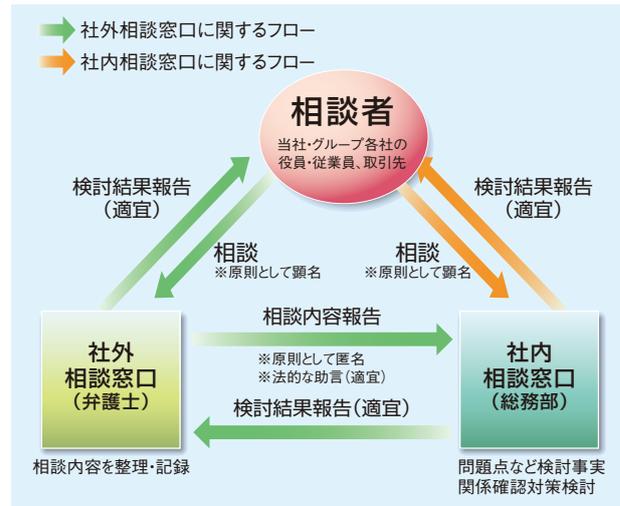
・業務運営、取扱いに関する疑義	12件
・従業員の行動等への批判	14件
・法律相談	4件
・その他相談、問合せ	3件

## 独占禁止法の遵守

当社では、独占禁止法の趣旨や内容、違反行為の種類などを理解するためのツールとして、「独占禁止法遵守マニュアル」を作成し、全従業員がいつでも確認できるよう社内イントラネットに掲示し、法令改正時は都度見直し及び周知を行って

また、この相談窓口のほかに「セクハラ相談窓口」を設置しています（P43参照）。

### ▼コンプライアンス相談窓口



います。

今後も継続して、独占禁止法に関する改正情報やセミナー情報を社内に周知し、独占禁止法の遵守意識を徹底していきます。

## 送配電ネットワーク利用の公平性・透明性確保

送配電ネットワーク利用の公平性及び託送業務の透明性を確保するため、行為規制やネットワーク利用に関する規定・ルール等を制定し、これらに則して厳正な取扱いを行っています。

2006年度には、「託送関連情報管理会議」にて適正な情報管理がなされていることを確認するとともに、情報管理の徹底及び意識向上を目的に、

託送業務実績のある事業所の現場調査や託送関連情報管理教育 eラーニングの構築を行いました。

今後も、引き続き、規定・ルール等の遵守並びに実態調査や教育等により、公平性の確保、情報管理の徹底に努めていきます。



託送業務管理規程等のホームページ

[http://www.kyuden.co.jp/company\\_liberal\\_rule](http://www.kyuden.co.jp/company_liberal_rule)

## グループ会社の取組み

グループ各社は、「九州電力グループ行動憲章」のもと、それぞれコンプライアンス経営の推進に取り組んでおり、当社と同様、「行動指針」の策定や「相談窓口」の設置など、コンプライアンス推進体制を整備しています。

また、グループ全体に関わるコンプライアンス経営の推進については、「グループCSR推進部会」及び当社コンプライアンス委員会で審議するなど、連携を図っています（P63参照）。

## コンプライアンス違反事例とその再発防止策の取組み

### 発電設備に係る点検結果

経済産業省及び国土交通省からの「発電設備に係る点検の指示」に基づき、点検を実施した結果、水力発電設備で4事象（599件）、火力発電設備で1事象（6件）、合わせて5事象（605件）の不適切な事例が確認され、同結果を報告しました（2007年3月）。

根本的な原因として、業務上必要な法令知識不足による判断を行っていたことや、従前からの業務上の慣行に安易に従うなど、コンプライアンス意識が希薄であったことが考えられ、今後、二度と同じようなことが起きないように、各発電設備部門及び全社で実施すべき再発防止策を取りまとめ、監督官庁へ報告しました（2007年4月）。

これらの報告の結果、経済産業大臣から、今回の点検結果に対し「厳重注意」を受けるとともに、実効ある再発防止策の実施及び電気事業法第42条3項に基づく「保安規程」の変更命令を受けました。また、国土交通省九州地方整備局長からは、取水管理の徹底や、水利使用に係る適正性の確認体制の整備などの再発防止策が指示されました（2007年5月）。

当社はこのことを重大かつ真摯に受け止め、今

後は、今回の事例を教訓とした再発防止策の着実な実施により、企業倫理に則った透明性の高い公正な事業活動を展開し、社会との信頼関係の再構築に努めていきます。

#### ▼発電設備に係る点検結果

種 類	水力発電設備	火力発電設備	原子力発電設備	計
手続きの不備	1事象 (482件)	—	—	1事象 (482件)
データ改ざん	1事象 (1件)	—	—	1事象 (1件)
その他	2事象 (116件)	1事象 (6件)	—	3事象 (122件)
合計	4事象 (599件)	1事象 (6件)	—	5事象 (605件)

#### 再発防止策

##### ○コンプライアンス意識向上策（再発防止に向けた組織風土づくり）

- ・ 「社長メッセージ（社達）」の発信
- ・ 経営幹部会議等における再発防止の周知徹底
- ・ 法令及び企業倫理の遵守と情報公開の推進
- ・ グループ企業を含めた情報共有化の推進
- ・ 原子力部門における情報公開のさらなる取組み など

##### ○業務運営面での対策（再発防止の仕組みづくり）

- ・ 関係法令に関する教育の充実
- ・ 設計・工事マニュアル等の見直し・充実
- ・ 法令に係る手続き申請の要否判断の明確化
- ・ 業務処理チェックシステムの構築
- ・ 運用変更時の業務プロセスの明確化 など

### 社員の逮捕事件

当社社員が、架空の土地取引に関する虚偽登記の容疑で逮捕・起訴されるという事件が発生しました（2006年7月）。

このことにより社会からの信頼を失墜させたことを重大かつ真摯に受け止めるとともに、社員に

対するコンプライアンス教育の再徹底を図るため、社長メッセージの発信や、「コンプライアンス行動指針」への当該事例の織込みと周知徹底、各種コンプライアンス教育研修の実施など、再発防止に取り組んでいきます。

### 取引に係るコンプライアンス違反

九電グループ企業の社員が、海外子会社に出向していた際、外国公務員等に対する不正の利益供与等の禁止罪（不正競争防止法）に該当するとし、略式命令を受けました（2007年3月）。

このようなことを二度と繰り返さないため、九

電グループでは、当該事案の概要及び関係法令の周知徹底を行うとともに、当該企業においても、コンプライアンス教育の徹底と、海外取引に関するコンプライアンス体制整備等を行い、再発防止に努めていきます。

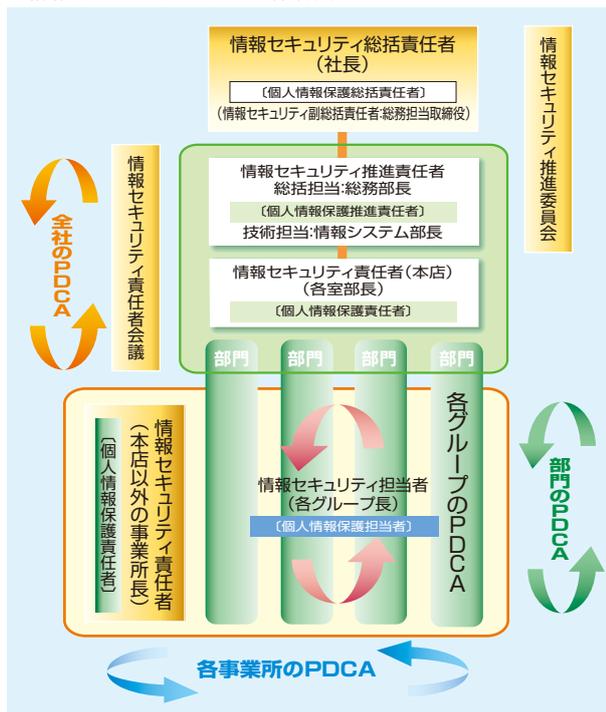
## 個人情報保護など情報セキュリティ確保に向けた取り組み

### 情報セキュリティマネジメント体制

当社は、社長を総括責任者とする情報セキュリティマネジメント体制のもと、本店各室部、各事業所及び各グループに責任者や担当者を配置し、社内情報や個人情報などの情報管理の徹底を図っています。

また、社長を委員長とする「情報セキュリティ推進委員会」や本店各室部長をメンバーとする「情報セキュリティ責任者会議」を開催するなど、全社・各部門・各事業所、各グループにおけるPDCAサイクルを的確に実施することにより、情報セキュリティの確保や個人情報保護に取り組んでいます。

#### ▼情報セキュリティマネジメント体制図



#### ▼主な社内規定類

情報セキュリティ関係	・情報セキュリティ基本方針 ・情報セキュリティ管理規程 ・情報取扱要則
個人情報保護関係	・個人情報保護方針 ・個人情報保護管理規程 ・個人情報保護管理基本ガイドライン
その他	・建物入退管理要則 ・パソコン利用基準 など

用語解説 \*ウィニー:ネットワークに接続した利用者のパソコン相互間でデータ・ファイルの交換を支援するソフト。ウイルスの感染等により、データ・ファイルを外部に流失する危険性がある。

### 情報セキュリティ対策

2006年度は、以下の情報セキュリティ対策を実施しました。2007年度においても、PDCAサイクルより抽出した課題への対策を確実に実施し、情報セキュリティの向上を図っていきます。

#### ●組織的対策

管理体制運用状況に関する社外第三者検証や各職場での自主点検を実施

##### ▼情報セキュリティ社外第三者検証の概要

実施月	2006年5月～8月
対象	社内16組織
検証方法	文書審査及び現地調査
検証結果に基づく課題	規程類の整備、既存ルールの遵守徹底、システム上のセキュリティ対策

#### ●人的対策

全従業員を対象とした集合教育やeラーニングシステムを活用した教育などを実施

#### ●物理的対策

執務スペースと社外対応スペースを分離するなど、執務室や建物への入室制限や施錠管理の徹底に必要な設備対策を実施

#### ●技術的対策

暗号化ソフト導入など、パソコン利用環境におけるシステム対策などを実施

### 情報流出事故と再発防止策

2006年度には、個人情報に掲載された「電気料金領収証」「お客さま設備工事設計図」等の書類を紛失する事故が10件、ウィニー<sup>\*</sup>を利用してグループ会社従業員の私用パソコンから発電所関連の社内情報を流出する事故が2件発生しました。

情報流出事故は決してあってはならないことであり、再発防止策の徹底を図るとともに、今後とも継続的に注意喚起を行い、個人情報や社内情報の適正管理を図っていきます。

#### 再発防止策

- 現行規定類への情報取扱ルールの追加及び徹底
- 全従業員対象の教育の継続実施
- 委託先の情報管理状況調査及び改善指導
- 私用パソコンにおける対策
  - ・社内情報削除及び削除確認書の提出
  - ・私用パソコン内のウィニー等ファイル交換ソフトの削除指導 など

## CSRに配慮した資材・燃料調達の実施

資機材や燃料の調達においては、「資材・燃料調達基本方針」のもと、法令の遵守はもちろん、安全確保や環境への配慮など、CSRに配慮した調達活動を積極的に取り組んでいます。

また、CSRに配慮した調達活動を実践するためには、「資材・燃料調達基本方針」に対するお取引先のご理解とご協力が重要であるとともに、相互信頼に基づくパートナーシップの確立が必要不可欠であると考えています。

2006年度は、ホームページに掲載中の「資材・燃料調達基本方針」「お取引先さまへのお願い」への理解を深めるため、お取引先に対する情報発信・訪問等の機会を捉え、周知・協力要請を実施しました。

今後も引き続き、お取引先の理解促進に向けた働きかけを継続していきます。



資材・燃料調達のホームページ

[http://www.kyuden.co.jp/company\\_procurement\\_shizai\\_policy](http://www.kyuden.co.jp/company_procurement_shizai_policy)

### 資材・燃料調達基本方針

#### 1 オープンな調達

当社は、広く国内外の企業から、当社の事業運営上のニーズに合致し、品質・価格・納入面に優れた資材や燃料を調達します。

#### 2 公平・公正な対応

当社は、品質・技術力・価格・経営的及び社会的信頼性・納入の安定と納期の確実性・アフターサービス・既設設備との整合性・環境配慮・継続的改善への取組み等を総合的に勘案した合理的かつ公平な評価に基づき、公正にお取引先を選定するなど調達活動全般に亘り、お取引先に対し公正な対応を行います。

#### 3 法令・社会規範の遵守

当社は、調達活動全般において、人権の尊重はもとより、国内外を問わず法令とその精神、社会規範を遵守します。また、お取引先にもこれらの遵守を求めます。

#### 4 環境への配慮

当社は、環境の保全や資源の有効活用に配慮した調達活動を行います。  
その取組みとして、環境に優しい製品等を積極的に調達する「グリーン調達」を推進し、お取引先と協働して循環型社会の形成に貢献します。

#### 5 安全の確保

当社は、公衆安全や作業従事者の安全を最優先する立場から、お取引先に対して適切な安全衛生管理を求め、協力して安全の確保、災害の防止に取り組めます。

#### 6 情報セキュリティの徹底と個人情報の保護

当社は、お取引先とともに、取引によって知り得たお互いの機密情報、及び個人情報を適切に管理、保護します。

#### 7 契約の遵守と誠実な履行

当社は、取引に関してとりかわした契約を遵守し、契約上の義務を誠実に履行するとともに、お取引先にも契約の遵守とその誠実な履行を求めます。

#### 8 コミュニケーションの推進と相互信頼の構築

当社は、透明性の高い調達活動を行い、お取引先との良好なコミュニケーションと節度ある健全な関係を推進することにより、相互信頼を築きあげます。

#### 9 価値の創造

当社は、お取引先を価値創造のパートナーと位置付けており、新たな価値創造に積極的に取り組まれている企業を尊重します。  
そうしたお取引先とともに、最適な品質や価格を追求し、相互の発展を目指します。

#### 10 地域・社会への貢献

当社は、調達活動においても、お取引先とともに「良き企業市民」として地域・社会の発展に寄与したいと考えております。

### お取引先へのお願い

#### 1 法令・社会規範の遵守

・国内外の関連法令とその精神、並びに社会規範の遵守  
※法令・社会規範には、民法、商法、独占禁止法、知的財産関連法令等に留まらず、社会的責任を果たすうえで遵守すべき、労働や基本的人権に関わる法令・社会規範等を含みます。

#### 2 契約の遵守、誠実な履行

・契約の遵守とその誠実な履行

#### 3 環境への配慮

・環境関連法令(産業廃棄物処理法、建設リサイクル法等)の遵守  
・製品の環境性能(省エネルギー、リサイクル・長寿命、廃棄物抑制等)の向上へ向けた取組み  
・環境に優しい事業活動の推進(グリーン調達等)への取組み

#### 4 安全の確保

・安全関係法令の遵守  
・公衆安全の確保  
・安全を最優先した作業手順・環境の確保

#### 5 情報セキュリティの徹底

・個人情報保護法の遵守  
・取引により知り得た経営・技術情報等の厳格な管理・保護

#### 6 安定した納入

・安定した納入・施工体制の確立

#### 7 良質なアフターサービス

・メンテナンスへの協力  
・不具合に対する適切な対応と保証  
・緊急時の対応力確保と迅速な対応

#### 8 適正価格の追求と品質・技術力の維持・向上

・適正価格実現へ向けた更なる取組み  
・品質・技術力の維持と改善への継続的取組み

#### 9 良好なコミュニケーションの推進

・ご意見、ご要望、ご提案等のお申し出